

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年6月6日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度ひとり親ライフプランニング支援事業業務委託

(2) 業務内容等

ア ライフプラン相談の実施

イ 資料の作成

(3) 請負価格の限度額

690,999円（税込み）

2 請負期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課

電話番号 054-221-2365

FAX番号 054-221-3521

E-mail kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月19日（木）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布方法

上記(1)の担当部局宛てに、件名を「ライフプランニング支援事業資料送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに業務説明書等の電子データを送付する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案募集要領による。

イ 提出期限 令和7年6月19日（木）午後5時まで 持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 審査結果

審査結果については、参加者全員に文書により通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。